

第13期第4回福岡県個人情報保護審議会 (全体会) 次第

日 時：平成29年7月20日（木）10時00分～
場 所：県庁行政棟1階 101号議室

1 開 会

2 議事

個人情報の提供の制限に関する例外について（諮問・答申）

3 その他の議題

4 閉会

[配付資料]

○ 個人情報の提供の制限に関する例外について

資料1 諒問書

資料2 説明資料

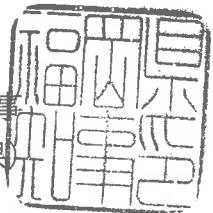
資料3 答申（案）

資料4 過去の答申との比較表

29子育第691号
平成29年6月8日

福岡県個人情報保護審議会長 殿

福岡県知事
(福祉労働部子育て支援課)



個人情報の提供制限に関する例外事項について(諮問)

福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第5条第2項第6号の規定に基づき、下記について貴会の意見を求める。

記

1 濟問内容

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、国において、平成29年度から新たに、市町村を実施主体とした潜在保育士の就職支援に関する事業の補助など、市町村による保育人材確保策に対する支援に取り組むこととしている。

本事業を効果的に実施するため、保育人材確保に取り組む市町村に対し、県が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所を提供することについて諮問するものである。

2 事務の名称

保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務

3 提供する個人情報

県が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所

4 提供する目的

県が保有する保育士登録情報をを利用して、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行うことで、潜在保育士の就職促進につなげ、不足している保育人材の確保を図る。

5 提供する相手

飯塚市外16市町(別紙「福岡県保育士登録情報の提供希望市町村一覧」のとおり)

福岡県保育士登録情報の提供希望市町村一覧

市町村名	提供を希望する個人情報	事業・事務の内容
飯塚市	飯塚市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市主催の潜在保育士向け就職相談会等の案内送付
田川市	田川市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市実施の潜在保育士向け職業紹介・就職相談会等の案内送付
柳川市	柳川市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市実施の潜在保育士向け就労補助事業の案内送付
筑後市	筑後市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置の保育士等人材バンク・就職相談会の案内送付
小郡市	小郡市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市主催の潜在保育士向けセミナー・就職相談会の案内送付
筑紫野市	筑紫野市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市主催の潜在保育士向け就職相談会等の案内送付
大野城市	大野城市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市保育所連盟主催の潜在保育士向け就職相談会の案内送付
宗像市	宗像市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置の保育士・保育所支援センターの案内送付
太宰府市	太宰府市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市主催の潜在保育士向け就職相談会の案内送付
古賀市	古賀市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置の無料職業紹介所の案内送付
うきは市	うきは市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市所管保育所の職員募集の案内送付
宮若市	宮若市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市主催の潜在保育士向け就職相談会の案内送付
みやま市	みやま市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置の保育士・幼稚園教諭・看護師等人材バンクの案内送付
糸島市	糸島市を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	市設置の保育士等無料職業紹介所の案内送付
大木町	大木町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町設置の保育士等人材バンクの案内送付
苅田町	苅田町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町所管保育所の職員募集の案内送付
吉富町	吉富町を住所地とする保育士登録者の氏名・住所	町所管保育所の職員募集の案内送付
17市町		

保育人材確保事業に係る潜在保育士就職支援等事務における個人情報の目的外提供について

1 本事業・事務の概要について

(1) 背景・目的

慢性的な待機児童問題の解消のため、平成29年4月1日現在の県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業及びへき地保育事業数(以下「保育所等」という。)は、1,233か所で前年比74か所増、定員数は117,599人で前年比3,643人増となるなど、保育の受け皿拡大が行われている。

しかしながら、保育所等の施設を単に増やすだけでは保育サービスの供給増は図られず、待機児童の多い都市部を中心に、保育士不足が深刻化している。その背景には、保育士資格を有しているが、結婚や出産等により、離職したまま就労していない、いわゆる「潜在保育士」の存在があり、その数は本県では保育士登録数63,306人(H29.4.1現在)のうち約7割と推定され、これら潜在保育士の就業を促すことが緊急の課題となっている。

そこで、各市町村では、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行うことで、潜在保育士の就職促進につなげ、不足している保育人材の確保を図る必要がある。

(2) 本事業・事務の実施主体

保育人材確保に取り組む飯塚市外16市町村(以下「保育人材確保に取り組む市町村」という。)

(3) 事業・事務の内容

ア 概要

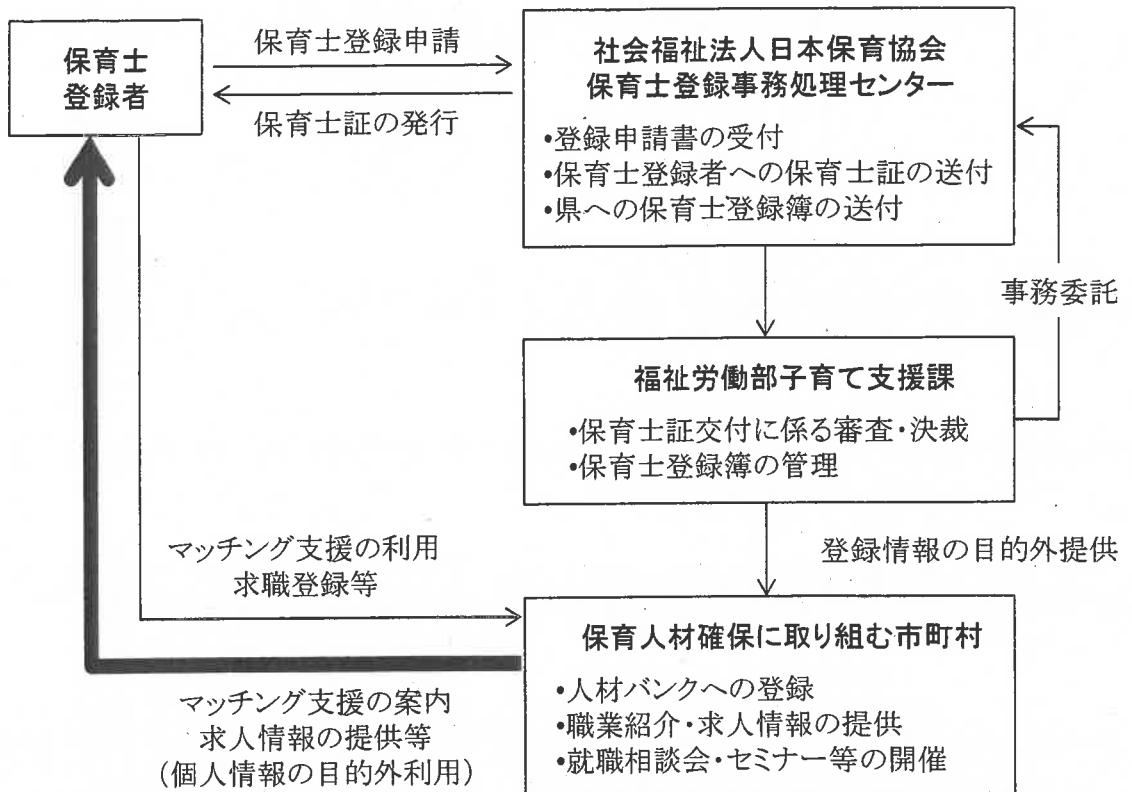
県に登録している保育士を対象に、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行う。

イ 本県事業・事務の流れ

保育士登録業務は、福祉労働部子育て支援課が所管し、登録申請書の受付等の業務は社会福祉法人日本保育協会(保育士登録事務処理センター)に委託している。保育士登録業務に当たっては、申請者から氏名や住所等の情報を記載した登録申請書を提出させており、当該個人情報は同センターで受付を行い、福祉労働部子育て支援課が保有している。

福祉労働部子育て支援課が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所を、保育人材確保に取り組む市町村に提供し、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行う。

なお、提供する個人情報は、県が保有する保育士登録情報のうち、各市町村に住所を有する者に係るものに限ることとする。



2 福岡県個人情報保護審議会への諮問について

(1) 諮問内容について

県が保有する保育士登録情報は、保育士登録事務のために本人から収集したものであり、本事業の実施のために市町村へ提供することは収集時の取り扱いの目的に含まれていない。よって、福岡県個人情報保護条例第5条第1項の個人情報の提供の制限に抵触する。

しかしながら、本事業の円滑な実施を図るために市町村に対する当該個人情報の提供が必要であると考えられることから、同条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県個人情報保護審議会の意見を聞くものである。

(2) 提供の必要性について

本事業は、潜在保育士に対するマッチング支援の案内や求人情報の提供等を行うことで、潜在保育士の就職促進につなげ、保育人材の確保を図るものである。

本事業の円滑な実施を図るために市町村へ提供することは、県が保有する保育士登録情報を活用することが合理的であり、保育人材の確保は「1(1)背景・目的」で述べたとおり、緊急の課題であって、公益性が高いと考えられる。

(3) 目的外提供する個人情報の類型・項目等

ア 目的外提供する個人情報を取り扱う事務

保育士登録事務(事務所管課: 県福祉労働部子育て支援課)

イ 目的外提供する個人情報の項目

県が保有する保育士登録情報のうち氏名及び住所

(4) 提供に係る個人情報に付与する制限

ア 利用目的の制限

利用目的は本件事業の実施に限定する。

イ 第三者への提供の制限

第三者への再提供は認めない。

29個保審第8号
平成29年7月20日

福岡県知事殿
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登

個人情報の提供の制限に関する例外について（答申）（案）

平成29年6月9日29子育第691号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適當なものと認められます。

記

事務の名称	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
提供する個人情報の種類	氏名及び住所
目的外提供の目的	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するマッチング支援、求人情報の提供等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、大木町、苅田町、吉富町
個人情報の取扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、マッチング支援、求人情報の提供等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。

【参考】過去の答申との比較表

答申番号	平成28年5月19日28個保審第2号	平成28年12月15日28個保審第4号	(今回回答申案)
概要	目的外提供	目的外利用	目的外提供
事務の名称	潜在保育士就職支援事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務	保育士就職支援強化事業に係る福岡県保育士登録情報の利用事務	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
個人の類型	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
提供(利用)する個人情報の種類	氏名及び住所 (住所が政令指定都市・中核市以外の者的情報に限る。)	氏名及び住所 (住所が政令指定都市・中核市以外の者的情報に限る。)	氏名及び住所 (住所が政令指定都市・中核市以外の者的情報に限る。)
目的外提供(利用)の目的	保育士・保育所支援センターによる就労状況調査、再就職の意向確認、相談会・研修等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の採用を図るために、福岡県保育士登録情報を提供する。	福岡県保育士就職支援センターを運営している公益財團法人福岡県保育協会に委託し、県登録している保育士の現在の就労状況の調査や再就職の意向確認を行い、相談会・研修等を通じて、潜在保育士等の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図る。	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するマッチング支援、求人情報の提供等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の採用を図るために、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	北九州市、福岡市、久留米市	北九州市、福岡市、久留米市	飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、大木町、苅田町、吉富町
個人情報の取扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して個人情報の本人に接触する場合には、当該保育協会において、当該個人に對し、実施機関から委託を受けたこと並びに福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、実施機関が保有する保育士登録簿に記載された氏名及び住所の提供を受けてこれを利用しているものであることを説明すること。	実施機関から委託を受けた当該保育協会が上記個人情報を利用して個人情報の本人に接触する場合には、当該保育協会において、当該個人に對し、実施機関から委託を受けたこと並びに福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、実施機関が保有する保育士登録簿に記載された氏名及び住所の提供を受けてこれを利用しているものであることを説明すること。	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、就労状況調査等のため個人情報をの本人に接觸する場合には、当該本人に對し、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県から保育士登録情報を記載された氏名及び住所の提供を受けてこれを利用すること。